

平成18年度第7回総合セキュリティ対策会議

(平成19年3月16日)

発言要旨

【事務局説明】

事務局より、前回会議等における意見を踏まえて修正した「平成18年度総合セキュリティ対策会議報告書(案)」について説明。

この会議は、産業界等と法執行機関との連携を議論することの重要性が確認された上で、各界有識者による意見交換の場として開催されていると理解しているので、1頁の「はじめに」の部分で、「各委員のそれぞれが有する個人的な知見に基づいて、個人の立場において自由に議論に参加していただいたものであることをお断りしておく」などと記載してはどうか。

平成13年度から17年度までに取り上げたテーマを、参考として2頁の最後につけてもよいのではないか。

ご指摘を踏まえて適宜修正する。今日は資料編として警察庁が公表した18年中のサイバー犯罪統計等が配付されているが、これについて、警察庁からご説明いただきたい。

【事務局説明】

事務局より、平成18年中のサイバー犯罪統計等について説明。

例えば、不正アクセスのように、セキュリティ上の問題について、被害者側が講じるべき対策等が既に知らしめられているものについては、対策があるのになぜそれができないのかという原因まで踏み込んだ捜査情報の収集の枠組みを考えていけないだろうか。

同じ議論は、内閣官房の重要インフラのセキュリティ会議でも出ている。病理現象は把握しているが、原因の把握が十分になされていないために、本来取り組むべき課題が把握できないという悩みがある。現在の陣容や能力の中で、どのようなプログラムで警察捜査力を上げていけば、将来に役立つ情

報収集ができるかの研究も含めて、是非検討を始めていただきたいと思います。

事務局： 我々も同じように問題意識を持っている。警察でも、平素から企業とセキュリティに関する情報交換、意見交換をして、実態に即した処方箋についてのアドバイスを、少しずつではあるが進めてきている。

私も同じ問題意識を持っている。例えば、パスワードについては、プロバイダやユーザーの問題でもあるのだが、複雑にして桁数を増やすと覚えられないため、パソコンの上に紙に書いて貼っておくというところが行われる。こういう問題については、具体的な解決策を示すところまで行かないと、いつまでたっても状況は変わらないと思う。

空港のインターネットカフェでは、利用者の本人確認の際に、免許証、学生証、パスポートのほかに保険証やクレジットカードも用いているとのことだが、写真がついていないものを身分証明に用いるという慣行は改めていただく方がよいのではないか。

ホットラインの対応に関連する要望だが、携帯電話でしか見られないサイトの通報がかなりの割合になっている。

携帯電話サイトに関する捜査を推進するため、捜査用の携帯電話を各署に配備する必要があるのではないか。また、携帯電話には画面を保存する機能がないので、携帯電話会社にご協力をいただき、特定の条件の下では、携帯電話専用のサイトでもパソコンから見られるような対応が可能かどうかを検討していただきたい。

事務局： 携帯電話については、予算措置をして配備しており、捜査員個人のものを使っているわけではない。

パソコンと携帯電話では、データの規格が若干異なることなどから、両者を識別して分けている。しかし、携帯電話の開発時にはパソコンを使っているので、その技術を用いれば、パソコンで携帯電話専用サイトを見ることは可能である。また、携帯電話会社との連携によって、パソコンでありながら携帯電話のような顔をしてサイトを閲覧し、証拠を残すような機器を開発することは、十分に今の技術でできると思う。

セキュリティに関する技術は、いろいろと開発していかなければいけない。

今の時代、1人でユーザーIDを5個や10個は持っており、銀行、証券会社等を加えると、20や30のパスワードを覚えなければならない。それを1週間ごとに換えようとするれば、紙に書くしかない。こういうことをやらなくてもいいような技術を考える時期に来ていると思う。

IDや技術の話については、去年あたりから、新しい動きとして、ユーザー・セントリック・アイデンティティという言葉が出ている。携帯電話が非常に発達し、様々なICカードも出てきているが、それらに関する自分の情報を、プロバイダに任せておかないで自分で管理するという動きが起きてきている。今後、こうした考え方についてのビジネスモデルが出てくるのではないかと思う。

携帯電話の話に戻るが、すべての機種に付いているかどうかは分からないが、画像を保存する機能として画面メモというものがあるので利用していただければと思う。

画面メモで保存しても、それをプリントアウトしたり、メールに添付して送ることができない。このため、調査資料として保存するには、携帯電話をそのまま保管するしか方法がないということである。

報告書が公表された後、講演等でこのデータを使いたいと思うが、この書類の著作権はだれが持っていることになるのか。「平成18年度総合セキュリティ対策会議報告書」などと書いて、そのまま引用できる格好にして、PDFで各委員に配っていただけると大変ありがたい。

クレジットをつければ、引用は全く問題ないということでしょうか。

事務局： そのとおり。

最後に、閉会に先立ち、生活安全局長の方から、お言葉をいただければ。

局長： 1年間、本当にお世話になり、まことにありがとうございました。

今日、こうして大変貴重な報告書をいただき、我々として、これを踏まえて何ができるか、真剣に考えていきたいと思えます。

また、この中には、産業界等の方々に取り組んでいただかなければならないことや、我々として教えていただくべきことがたくさん含まれているので、皆様方におかれましても、この報告書の中身が目に見える成果として現れるようにご尽力いただければありがたい

と思います。

来年度については、皆様にご相談しながら新しい議題を決め、活発にご議論いただきたいと思います。

(以上)